

**救急の日&救急医療週間**

## 1 毎年9月9日は救急の日

- ・「きゅうきゅう」の語呂合わせに由来して、9月9日は「救急の日」に制定されています。
- ・「救急の日」の目的は、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることとされています。

## 2 救急医療週間

- ・平成30年9月3日～9月9日。

**救急車の適正利用にご協力をお願い致します!**

平成29年中の川崎市内の救急出場件数は69,318件で、前年に比べ879件増加しました。病院に救急搬送された方のうち約6割は入院を必要としない軽症の方でした。

緊急性のある患者さんのもとへ少しでも早く到着し、一人でも多くの方の命を救うために、今一度、救急車の適正な利用について、御理解と御協力をお願い致します。

<不適切な救急車の要請の例>

- ・無料で病院に搬送してもらえるから
- ・病院の待合室で待ちたくなかったから
- ・歩けるが、どこの病院に行ったら良いかわからない
- ・救急車なら予約無しで掛かり付けの病院で診てもらえると思った

川崎市ホームページには『川崎市救急受診ガイド』が掲載されています。「病院を受診した方がいいか?」「救急車を呼んだ方がいいか?」などと迷ったときは、御利用ください。

**川崎市救急医療情報センター**

川崎市では受診する病院などが分からない方のために、川崎市救急医療情報センターで病院や診療所の業務案内を行っております。それに加え、病院までの交通手段がない方のために、救命講習を修了した乗務員が運転するタクシーや民間救急車の案内、手配などの「サポート救急」も行っております。



川崎市救急医療情報センター（電話番号が変更になりました）

044-739-1919（オペレーターによる案内）

044-739-3399（コンピュータの音声ガイダンス）

※電話番号のお掛け間違いに御注意ください。

※タクシーや民間救急車の利用は有料になります。

※緊急性のある場合は、速やかに119番で救急車を要請してください。

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119